平成 1 6 年度第 2 回宮城県民間非営利活動促進委員会

1 開会

事務局

ただいまから平成16年度第2回宮城県民間非営利活動促進委員会を開催いたします。 なお,本日の出欠でございますが,鈴木委員と大森委員につきましては欠席という連絡 をいただいております。それから,木村委員につきましては30分ほど遅れるということ で,佐々木委員につきましては間もなくこられると思います。

では初めに山田会長からごあいさつをいただきます。

山田会長

大変お暑い中,お集まりいただきましてありがとうございます。今日からいよいよこの促進基本計画の見直しという作業に入るわけであります。この促進基本計画は,最初のものは県とこの委員会メンバーがパートナーシップで策定をするということをしてまいりましたし,今回の見直しにおいてもできることならばそういう形で進めて行きたいと思いますので,ぜひ,皆様の御協力をお願いできればと思っております。まあ,ただでさえこの委員会,議題が多くて皆様には御迷惑をおかけしておりますが,改めてお願いしたいと思いますし,また,新たな問題も活動していると出てまいるかと思いますので,そういったことも含めて,この年度にわたる検討をぜひご一緒に進めていきたいと思いますので,よるしくお願いいたします。簡単でありますがあいさつに代えさせていただきます。

青山NPO活動促進室長

それでは引き続き、山田会長に進行をお願いしたいと思います。

山田会長

それでは議事に入る前に,新委員の紹介をしていただきたいと思います。事務局からお 願いします。

青山NPO活動促進室長

NPO室長の青山でございます。促進委員会の委員については知事の委嘱によるものでございますが,前回話しましたとおり,県議会議員の坂下委員,秋葉委員,辞任届を出されました小玉委員については委嘱を解かせていただきました。併せて,本日付けで3人新たに委嘱いたしました。資料の1ページの名簿を御覧ください。御紹介します。新しい委員の一人目が,学識経験者の小島妙子様です。弁護士でいらっしゃいます。2人目が企業関係者の小澤義春様。みやぎ生活協同組合環境・福祉事業部長でいらっしゃいます。3人目がNPO関係者の上から2番目にあります大久保朝江様です。特定非営利活動法人 杜の伝言板ゆるるの代表理事でいらっしゃいます。本日残念ながら,小島委員が御欠席でいらっしゃいます。それで,小澤委員と大久保委員からすみませんが自己紹介を簡単にお願いいたします。

小澤委員

みやぎ生協で環境と福祉事業を担当をしております小澤と申します。少しでも何らかの お役に立てればと思いますので、どうぞこれからもよろしくお願いします。

大久保委員

初めましてではない方々が多くいらっしゃるのでこんにちはという形になりますけれども、杜の伝言板ゆるる代表理事の大久保と申します。仙台市の市民活動促進については長いこと関わってきましたけれども、宮城県のNPO促進については初めて関わることになりました。これから,新たな5年に向かって大事な時に関われてとても嬉しく思っています。これからもよろしくお願いします。

山田会長

どうぞよろしくお願いします。それではこの議事の4つ目,小玉さんが辞任されたことで,副会長が空席になっておりますので,この副会長の選任をしていただきたいと思います。 副会長の選任につきまして事務局から簡単に経緯等お話しいただければと思います。

青山NPO活動促進室長

今,会長から話がありましたとおり,前の段階で小玉委員が副会長でいらっしゃいましたが,辞任届を出され,委嘱も解きましたので,副会長が空席になっております。条例によりましても,会長と副会長を置くことになっておりますので,選任が必要となります。 その選定方法は,条例によりまして,委員の互選によって定めるとなっておりますので, 各委員からの提案の有無などについて会長の方から御確認をお願いいたします。

山田会長

はい。今お話しがありましたように,委員の互選ということでございますが,どなたか副会長につきまして御意見ありましたらお出しいただきたいと思うのですがいかがでしょうか。特になければ・・・。

加藤委員

藤田委員でどうでしょうか。

山田会長

という御推薦がございましたがいかがでしょうか。それでは藤田さんに副会長をお願い したいと思います。どうぞこちらの席へ。よろしくお願いします。ひと言いかがですか。

藤田委員

副会長という任は気が重いんですけれども,NPO歴は長いので,なんとかNPOに関して私で提案できることがいろいろあればお役に立ちたいなと思います。ただ,山田先生のサポートができるかは不安なんですが,先生の御指示をいただきながらなんとか努めてまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

山田会長

ありがとうございます。それでは5の議事に入っていきたいと思います。大きく2つございますが,まずは冒頭に御挨拶申し上げました民間非営利活動促進基本計画の見直しについてということでございます。これについてもやはり事務局から進め方等御説明をいただければと思います。

菊地NPO活動促進室活動促進班主任主査

では,基本計画の見直しについて,まず今日皆さんにお配りしました資料の 2 ページ目をお開きいただければと思います。

この基本計画の見直し作業について(案)というふうに記載しておりますが、これにつきましては、今後、基本計画の見直し作業を行うに当たって具体的な見直しの実施方法について事務局案をまとめ作成したものです。

この中で、かいつまんでお話し申し上げますが、16年の7月、今日なんですけれども、こちらでは、基本計画の見直しを今後行っていくに当たりまして、基本計画に掲げられていますNPO活動の支援・促進等に係る施策と事業について県としてどういうことをやってきたかという実施状況と、各調査結果からどの様な課題があるかを整理してから見直しを行った方がいいと思いましたので、まず、今回、この説明の後に皆さんに御検討いただきたいと思っております部分で課題を取りまとめていただきたいと考えております。

来月,8月なんですが,こちらについては第一章基本計画策定の必要性と第二章基本計画の策定の視点について整理を行うと。次に,9月なんですが,9月につきましては第5章の施策と事業についてということで,皆さん今日お持ちかどうか,基本計画の冊子の10ページに記載されております第5章の施策と事業につきまして,今回具体的に施策と事業についての課題を取りまとめるという作業を行いますけれども,その取りまとめた課題を踏まえて9月に皆さんに再度検討していただきたいということでございます。

それで,順番が,1章2章を最初にやって,次に5章をやって,11月に3章,4章,6章をやるという流れになっておりますけれども,最初に第5章について検討しておけば基本計画の方向性や施策体系が整理しやすくなるのではないかということからこのような,章の順番にはなっておりませんけれども,具体的な作業をしていくというふうに考えてこのように作成したものでございます。ちなみに,第6章につきましては,県における基本計画の推進体制の部分でありますので,この部分については11月,他の部分の検討が終了した後に検討した方が良いと考えました。

基本計画の見直し作業の流れにつきましてはこういった形で進めていきたいと思いますが,なお,実施方法としましては,今回皆様のお手元の資料3ページ4ページに民間非営利活動促進基本計画見直しに係る提案シートというものを付けさせていただいておりますが,このシートを各委員さんに作成していただきまして事前に事務局に送付いただきたいと考えております。このシートなんですが,様式はこのように大まかな物で結構だと思います。これを,例えばなんですが,皆さんお忙しいところ大変恐縮なんですが,約2週間くらいで各章について御検討いただきまして,それを事務局にFAXで提出いただくと。それを事務局で整理しますが,その後,具体的な各章の文面まで事務局で作成するのかど

うかというところも皆様の御意見をいただきたいと思いますので,まず,これらに関しま して御検討をお願いしたいと思います。

山田会長

はい。今の事務局の御提案は,次回から第1章と2章,その次は第5章ですか。順序よく進めていくのが本来であるわけですが,いきなり理念的なところということも大事であるわけですけれど,実際にこれまでのこの計画に則した事業なり施策がどうであったかを見直しながら進めていくのことが適切であろうと。したがって,5章に該当する施策と事業に係る内容について本日少し皆様と御議論をした上で次回から1章2章と進めていったらどうかという御提案が一つと。それから,二つ目は,毎回の検討の仕方としてこういうシートを皆様に用意していただいて,その上で一定の作業を事務局でした上で御検討,御議論をいただくというやり方でどうだろうという御提案ですが,いかがでしょうか。

こういう要領でよろしいですか。まあ,作業を進めていく上で多少修正等と申しますか やり方を変えていくというのが途中であろうかと思いますが,とりあえずそんなところで 進めていこうと思いますのでよろしくお願いします。

それでは、引き続きまして、この施策及び事業について事務局から御説明をいただきたいと思います。これは、実際にこれまでの実際の評価なりということになると思いますので、大きな分野ごとにわけて進めた方がよろしいかと思いますが、その進め方も含めて御説明お願いします。

菊地NPO活動促進室活動促進班主任主查

それでは,皆様に事前に配付しております資料の1,A3版の横長のものでございます。この資料につきましては,基本的にこの基本計画の第5章に記載されております施策と事業という部分がございますが,これについて県がどういった内容で事業を実施してきて,それに対して各調査結果がどういうふうに出ているのかと。それらを踏まえまして,最終的に今後どのように展開していくべきかと。どういう課題があるのかということについて検討するということで作成したものです。

こちらにつきましては,進め方としまして,第5章が,皆様御存じのように,1の総合的なNPO施策と事業,2のNPO活動の支援・促進に関する施策と事業,ページでいいますと,1が2ページまで,2番のNPO活動の支援・促進に関する施策と事業が3ページと4ページ,3の パートナーシップの確立に関する施策と事業,これが6ページ,最後に4の多様な主体との連携に関する施策と事業,これが7ページということになっておりますが,4つに分かれますのでそれぞれについて説明しながら皆様の意見をいただければと思いますのでよろしくお願いします。

それでは,1の総合的なNPO施策と事業について,かなりボリュームもありますのでかいつまんで御説明したいと思います。

1の総合的なNPO施策と事業につきましては、(1)NPO活動促進中核機能拠点の設置と、いわゆるNPOプラザ。それと(2)NPO地域活動拠点の整備。(3)中間支援組織への支援という物が記載されております。これらにつきましてですが、まず(1)の部分、このNPOプラザに関する部分なんですが、これにつきましては民間非営利活動

促進基本計画に記載された機能を持たせて,平成13年度にNPOプラザを開設して運用してきたということでございます。NPO活動実態意向調査結果なんですが,今日新しく委員になられた小澤委員と大久保委員のお二人には,NPO活動実態意向調査結果報告書をお渡ししております。他の皆様には前回お渡ししたものですが,この中で,NPOプラザの利用状況としまして,利用したことがないという回答が非常に多いというところがございました。それで,1ページの考察の下の部分なんですが,みやぎNPOプラザを利用したことがないと回答した団体がNPO法人では45,任意団体では269となっていると。利用しない理由につきましても,地理的に遠いということや提供しているサービスの内容が分からないという回答がでております。さらに,任意団体につきましては,プラザを知らなかったとする回答が46もあるということで,認知度が若干低いと考えることができると思います。

このためにも、今後、プラザが提供しているサービスについて周知することで、中核機能拠点としての役割を充実させていく必要があるのではないかということから、さらに認知度を高めることが必要なのではないかというふうに考えたところでございます。また、NPO活動実態意向調査で必要性が高いという結果が出ている部分がございます。地域連携・参加・創造・ふれあい機能等の中核機能拠点としての機能の拡充、こういった部分が必要ではないかと考えられます。また、それらの機能を発揮するためにも、運営の在り方についても検討する必要があるのではないかと課題に記載させていただきました。なお、この部分、みやぎNPOプラザの在り方につきましては、みやぎNPOプラザ運営協議会において検討中と記載させていただきましたが、こちらにつきましてはこのあとさらに御説明させていただきたいと思います。

次に,2ページ目なんですが,(2)のNPO地域活動拠点の整備というところでございます。こちらにつきましても,先ほどのみやぎNPOプラザの利用状況と同様に,利用したことがないというふうに回答してる部分がかなり多いということから,さらに,認知度と機能を高めていく必要があるのではないかと考えました。

また、中間支援組織が設置されていない広域圏、これにつきましては、庁内・市町村調査結果等というのが上の見出しにありますけれども、ここに市町村調査と記載しているところがございます。これは、今日、皆さんお持ちだと思いますが、事前に配付しました参考資料の3番目、市町村結果というものから抜粋して来た部分でございます。

広域圏の方では,中間支援組織が設置されていない部分,登米とか,そのようなところがございますので,県内の地域偏在の解消に努める必要があるのではないかと。ただ,これにつきましては,現在各市町村で合併の動きがありますので,合併後の各市町における積極的な取り組みを何らかの形で県の方で促進する必要があるのではないかというふうに考えております。

また,直接基本計画の(2)に該当するものではないと思うのですが,NPOの活動拠点の話をこの中に盛り込ませていただきました。これにつきましては,NPOの活動拠点が,NPO活動実態意向調査結果の中で,現状における問題活動場所がないという回答が62件あったということ。それに対して,必要と考える行政からの支援とその形態というのが,事務所・会議室等の活動の場の提供ということで135件ございます。こういったことを踏まえまして,県としては現在,遊休施設等の有効利用によるNPOの拠点作り事

業を実施しているところでございますが、NPOの高いニーズに対応した各地域における 活動拠点の整備について検討する必要があるのではないかというふうに考えた次第です。

次に、(3)の部分なんですが、中間支援組織への支援ということですが、県としては 平成16年度からNPOマネジメント・サポート事業を実施していくところでございま す。今後、中間支援組織がさらに各圏域での拠点としての役割を果たせるように支援を行 っていく必要があるのではないかというふうに考えました。以上、1の総合的なNPO施 策と事業につきまして説明を終わります。

それで,先ほど私の方で,みやぎNPOプラザの在り方について,現在運営協議会で話し合いが持たれているということを申し上げましたが,これにつきまして,みやぎNPOプラザの武田館長から御説明をいただきたいと思います。

武田みやぎNPOプラザ館長

ペーパーを 2 枚ほど差し上げておりますが,第 2 回みやぎ N P O プラザ運営協議会における協議状況。 7 月 7 日に協議会を開きまして,その中でみやぎ N P O プラザの今後の在り方について議論をしていただきました。そこで,今後のプラザの在り方についての方向性についてあらかたまとまりましたので,御紹介したいと思います。

運営形態ですが,現行のパートナーシップ運営を解消いたしまして,指定管理者制度を 導入しようということでございます。

指定管理者制度については別紙にございますが,これについてちょっと説明させていた だきます。

指定管理者制度の目的は公の施設の管理に民間の能力を活用して,住民サービスの向上を図る,そして経費の節減を図るとともに行政面での効率化を図るといった目的がございます。これは昨年の6月,地方自治法の中に新たに創設されたものでございます。公の施設の管理を,これまで地方公共団体が2分の1出資している団体,あるいは市町村一部事務組合などの公共団体,その他農協・公社などの公共的団体が行っておりましたけれども,その制限を外しまして,民間事業者の参入が可能となるという制度改正がなされました。18年9月までに,これまで管理委託をしているものが,指定管理者制度を18年9月までに導入することになりますけれども,プラザのように,実質,パートナーシップとはいえ県が管理する公の施設についても指定管理者制度を導入した方がいいという県民の意向,県サイドでも議論しますけれども,まあ,そういうことであれば,民間の能力を活用するということで指定管理者制度に移行しようというふうに県は考えてございます。

そこで、ペーパーの3番目のところですが、6月の定例県議会で公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例が可決しております。手続について条例化したものでございまして、県としては公の施設をできるだけ早めに民間団体に管理・委託する方針を持っております。また、前のペーパーに戻りますが、現在、プラザの管理は県の責任で行っているのですが、受付等を一部運営委託をしている。ただ、利用者から見ますと、誰が管理者なのか分かりにくいといった意見もございまして、そういったことから運営協議会では指定管理者制度を導入しようということになったわけです。機能面についても議論をしていただきまして、現在はNPO活動中核機能拠点施設ということで、一つに高度・専門サービス機能、そして二つ目に参加・創造・ふれあい機能という2つの機能を持っておりました

が,このへんももう少し整理すべきだろうということで,意見が出たのは,別の枠組みを 作ったらどうかと。

そこで,一つとして,NPO活動の場の提供機能という面を,二つ目に,NPO活動支 援の基盤整備機能と。こういう2つの枠組みを機能として提供したらどうかということで ほぼまとまっております。場の提供機能の1番のところ,事務スペース提供機能,現行, NPOルーム。10団体入っておりますけれども,その他にNPOの方々が事務スペース が足りなくてお困りだということは先ほどの調査の中にも出ておりましたので,増設を検 討していきたいと思いますが、今現在あるスペースの中でどこが適地なのか今後議論して いかなければなりませんけれども、いずれにしても事務スペースの提供機能を充実してい こうと。それから二つ目の共同利用機能,交流機能,ふれあい機能は現行のとおりでござ います。それから,基盤整備機能でございますが,これまでどおり情報提供機能を充実さ せていこうと。それから,相談対応機能。このへんももう少し強化していく必要があるだ ろうと。法人運営相談,現在,運営受託団体のゆるるが適切に対応されていらっしゃいま して、その運営相談あるいは認証相談の事前のところも相談にのっていただいてございま す。それで,相談機能のところ,それだけではなくて,やはり認証相談も県の職員を配置 した方がいいのではないかという意見もございまして、配置態勢がどうなるのか今後詰め なければなりませんが,やはりこれまでと同じような認証相談もやっていくべきだろうと いうことでございます。

それから地域連携機能。このへんが今まで弱かったわけですが,今後各支援センターとの緩やかなネットワークの構築をすべきだろうと。ただ,先日の協議会では石巻と白石の支援センターの方から本当にこれが必要なんだろうかという意見も出されておりました。なお,このへんも今後議論をしていかなければならないのかなというふうに思っております。それに,休眠中の調査研究機能でございますけれども,1年数ヶ月ストップしておりまして,再度立ち上げるのは非常に難しいだろうということで廃止について運営協議会で話し合われました。

それから,指定管理者制度の導入の時期でございますけれども,平成17年4月あるいは18年4月ということで,総じて準備ができ次第早期に導入した方がいいのではないかという意見が強く出ておりました。ただこれも意見が一本でまとまらず,二分されまして,プラザの町内会のメンバー4名が出席しましたが,そのうち3名が町内会の中では早期実施に不安を持っていると。そういった町内会の皆さんを代弁する声が出ておりました。町内会代表の3名の方は反対でございました。反対というか,17年4月に導入することに反対でありました。ただ,外部の委員のうち3名からは,指定管理者を導入しても、よに管理者そのものはそんなに難しいものではない,早めに導入したらどうかといったまましてなると,そういう意味で早めに導入して欲しいといった意見があり,最終的には強めの意見として,今のところ,準備ができ次第早期に導入したらどうかという方向になっております。そして,次回,7月22日に開くことにしておりますけれども,条例案等も出して検討しましょうということになってまり、その時に再度,導入時期を議論するということになっております。以上です。

はい。ありがとうございました。それでは,この1の総合的なNPO施策と事業につきまして御質問,御意見いただきたいと思います。今日は次回からのウォーミングアップということですので,自由な御意見,御質問をいただきたいと思いますが,ただ,みやぎNPOプラザに関しましては時期的に動き出さなければいけない局面もありますので,これにつきましては具体的な御指摘,御意見をいただければと思います。はい。お願いします。

櫻井委員

県のNPOプラザの問題と前段の説明と併せてなんですが,前にもちょっと説明したんですが,県のプラザの運営については運営協議会というのがあって,そことこの促進委員会とどういう関係にあるのかというのが,私は全然この運営協議会の中身がこの会場の中では一番知らないものの一人だと思うのですが,私の理解だと促進委員会というものがちゃんとそのへんの判断をするのが筋ではないかという,つまり運営協議会のを受けて,それに促進委員会が分かりましたと答えるというのが流れとしてはどうなのかなとちょっと違和感があります。意見としてお聞きいただきたいのですが,そもそも指定管理者制度は昨年度の地方自治法の改正の導入ですので,まだ始まったばかりだと思うんですけれども,こういったNPOの支援センターを指定管理者制度で運営するという動きが他の自治体ではあるのかどうかということを,もし情報としてあればお聞きしたいということなんです。

指定管理者制度は商業主義的に公共施設運営をやっていくという流れだと思いますので、そこらあたりが今までの状況では非常に利用者が少ないというか厳しい運営状況で、むしる指定管理者制度を導入することで施設運営を盛り上げていこうというお考えなんだと思うのですが、なかなか運営が厳しい利用実態の中で指定管理者制度を導入して、どういう見通しをお持ちなのかということとも関わると思います。

私などはむしろ,前段の県全域・全体の拠点,中間支援施設の利用状況とか,アンケー ト調査の結果から見ると,今まで県のプラザについて御議論されてきた皆さんが結構いら っしゃると思うんですけど,県の真ん中に一つだけ拠点施設があるのはどうなのかという のがあるんですね。むしろ県内分散型で,地方県事務所とか,あるいは既に支援センター で動いている市町村自治体ベースの支援センターがあるわけですので,もう少し分散型の 施設運営が県として考えられないのか。私は端的にいって県のプラザが今の状況であれば なくすということは考えられないのかなと。別な方策は考えられないのか。要は,指定管 理者制度に移行してしまいますと,基本的には設置条例がありますから,我々が施設運営 をどうして欲しいということは言えるんだと思うんですが,しかし,民間にシフトしてし まうと,ある一定の指定管理者というかその団体の権限もあるでしょうから,指定管理者 として認められた団体にお任せで当面は施設運営をやっていくという状況が生まれるのか なと。そうすると,我々委員会の立場としてはなかなか県内全域のNPOの活性化という ことを考えた時に,今の段階で運営協議会でかなり議論が早いようなんですが,今の段階 でもう少し県内全域の中間支援施設の在り方みたいなものを統一的に議論する必要がある のかなと思います。そういう意味でも冒頭に申し上げたように,この運営協議会と促進委 員会の関係というものがもう少し明確であればよろしいのかなと思うのですが。ちょっと 話が長くなりましたけれども,指定管理者制度で県のプラザを運営する場合にどういう見 通しをお持ちなのか,それともう一点は,もう少し県内に分散したような中間施設運営の 在り方というものを県としてはそういうお考えとしては全くないのか,もう,民間の指定 管理者制度に移行してしまおうということなのか,運営協議会の議論も含めて御説明いた だければと思います。

山田会長

はい。回答をお願いしてよろしいですか。

武田みやぎNPOプラザ館長

プラザの運営協議会の性格なんですけれども,運営協議会でどのような議論をするかというと,プラザの運営ですね。方針を作るとか,各行事についているいろと御意見をいただくとか,年度計画について,あるいは翌年度の予算要求等についていろいろと御意見をいただく場がまず一つございます。それから,中核機能拠点ということで,県内全体を見渡さなければならない役割もございますので,プラザがどうあるべきかということだけではなく,県の施策の中でどういうふうにプラザを動かしたらいいかという議論も必要になってくることから,非常に大きな県の施策のところも見込んで御議論をいただく場になってもります。まず2つの面があります。それから,こういう計画作りとなりますと,やはり現場の声といいますか,やはり常々,我々いろいろ相談をしている運営協議会の委員の方々が充分現状を承知されていらっしゃるものですから,そういった方々の意見をまとめて,それで,前回にもお話し申し上げましたけれども,こういう計画の見直しに当たっては運営協議会で素案を作って,そして促進委員会で再度もんでもらうと。最終的には促進委員会でお決めいただくということになるかと思いますけれども,運営協議会で議論したものを尊重しながら御検討いただければというふうに思っております。

それから,拠点に関しては,プラザが拠点でありますけれども,県内分散型ということですけれども,県の今の力からいいまして,県内のあちこちにプラザと同じようなものを作る力はございませんし,できればその地域ならではの支援センターを作っていただきたいと。それはやはり市町村なりそれぞれ地域の力のあるNPOの方々にお願いしたいところでございます。私どもは,そういったところと連携を図りながら,県全体のNPOのレベルアップにつなげていければと思っております。私が答えるのはその程度なんですが。

青山NPO活動促進室長

補足いたしますと、指定管理者制度になった時の見通しという話もあるのですが、まず、指定管理者制度というのは確かに民間の主体に管理を委ねるということなんですけれども、当然設置者が県であることは変わりなく、具体的には、県から管理者への委任、管理委任という形をとります。その内容は、条例に業務の範囲などを記載した上で、必要な手続を書いた上で、管理の相手方も議会で議決いただいて、その上で設置者である県と管理者の間で協定書を結びます。そういう意味では、当然県と相手方の合意により運営内容が決まるという、そういう意味では現行と変わらない部分があるのかなと思っております。というのは、今のプラザも現行の管理運営とか情報とか業務のそれなりの部分をNPOに委託している部分もございますので、我々としてはそういうNPOなりに自主性を尊重しながら委ねるというところは、精神は変わらず引き継がれるのかなという意向でおります。

また,他の自治体の動きということですけれども,調査はしてませんけれども身近なところで,仙台市市民活動サポートセンターについては,従来の委託からこの法律の改正に伴いまして指定管理者に移行されていることは聞いております。

渡邊環境生活部次長

武田館長がお話ししたことと少し重なる部分があるかもしれませんけれども、NPO活動促進委員会の方はNPO活動のトータルな促進についての計画を作り、また、その進捗状況について見ていただき意見をいただく場でございますし、プラザ運営協議会は、プラザの運営という一つの個別イシューについて現場に近い視点で御議論いただくという違いがあると思います。昨年度から中核機能拠点ということに非常に重点を置きまして、メンバーも各中間支援センターの方にお入りいただいて、全県をにらんでみやぎNPOプラザが機能するようにという着目点で運営してきたつもりでございます。ですので、この指定管理者制度について運営協議会の方が先行して議論を始めた経過があり、今館長から御報告があった内容がございまして、そのことはぜひ促進委員会の皆様にも尊重していただきたいというのが私どもの思いでございます。

それから,指定管理者制度全体について,商業主義的な公共施設の運営という櫻井委員のお考えがございましたけれども,それだけではなくて,むしろ,より市民に活用しやすいように公的な施設を民自身が運営できるようになったという積極的な意味合いがあり,NPOにとってのプラザはNPO自身が運営するにふさわしいところで,その方向で運営協議会の皆さんが御議論して,より早い時期にそちらに移行していきたいという考えを示しているのは非常に妥当なことだと思っております。

それから,当初,確かにあそこが中核機能拠点ということでは,圏域に同じ中核機能拠点を県がつくることが必要だったかも知れませんが,むしろ市町村や地域のNPOの方たちで石巻,古川,白石というところができ,そしてそれをせんだい・みやぎNPOセンターが緩やかなネットワークを作りつつサポートしてきていただいたと。最近はプラザも緩やかなネットワークに力を添えるべく努力をしているというのが現在の形だと思います。現実,このようになっている以上,大事に発展させていくところがよろしいのかなというのが今の時点での考えでございますが,何か御指摘がございましたら伺いたいと思います。

山田会長

いかがでしょうか。今の回答に対しまして,関連として何か。どうぞ。

木村委員

本日は遅れまして,大変申し訳ございませんでした。今の意見に関連して意見を申し上げさせていただきます。まずNPOプラザの部分について,場の提供機能と基盤整備機能という2つを先ほど武田館長から御説明いただいたんですけれども,私も石巻で生活し,石巻をエリアとしてNPO活動をしている一人としては,実際に仙台市に存在するNPOプラザを利用するのがなかなか難しいというのが現状でございます。そういった部分で,一番の場の提供機能をプラザの仕事として1番に持ってくるということが果たして県内全域のNPOに対してどのような位置付けになるのかなと先程からちょっと思っておりまし

た。というのも,全県をエリアとするNPO向けだと思うんですね。要は,NPOが一つ の会社や店でいうならば、県内に、各地域に視点や営業を持つ程度のいわゆる全県をエリ アとしたNPOであればここに場の提供を求めると思うんですけれども,そうではないほ とんどの場合は,各地域をエリアとする,我々も石巻NPO支援オフィスでやっておりま すけれども,そういった部分でやはりほとんどの方がこの場の提供機能を必要とするのは 各地の中間支援若しくはそういった支援オフィスの方になると思うんです。そういった部 分で,みやぎNPOプラザに場の提供機能を1番に持ってくるというのがちょっと疑問で した。逆に2番の基盤整備機能の方がもっと重要であって,なおかつ,米印で休眠中の調 査研究機能が廃止と書いてございますけれども,調査研究機能自体こそ我々地方の人間か らすればやっていただきたい。やはりシンクタンクといわれるようなNPOがなかなか県 内でも育ち切れてないというか、我々も仙台の方にお世話になったりとかしているんです けれども,そういった部分で全国的にもいろいろなNPOがいろいろな問題を抱えて悩ん でいる時期にちょうど来てますので,そういった部分でぜひこの2番の基盤整備機能の中 での1番であるとか2番であるとかそういったところをもっともっと深めて,力を付けて いただいての運営にしていただきたいなと思いましたし,またこの指定管理者制度につき ましても、指定管理者制度を受けられるようなNPO、これまた全県的に見れる、そうい う物の考え方と,規模と見識のあるNPOが指定管理者として参入していくと思うんです けれども,そのようなNPOが県内にどれくらい存在するのか。少なくとも,我々石巻地 域にはなかなかそこまでまだ育ち切れていないというのが現状ですので,そういうところ も含めて,ぜひ現実を見つつ進めていただきたいと思いました。以上でございます。

山田会長

はい。ありがとうございました。今おっしゃられたことは,実は私も申し上げたかったことで,そもそもみやぎNPOプラザは,仙台市市民活動サポートセンターという立派な施設があるのに,同じようなものを作ってどうかということは当初からいわれておりまして,その機能の在り方というものは,今,木村さんが言われたように,2の基盤整備機能,特に情報提供機能,それから調査研究機能を中心に展開していくべきではないかという話がありましたが,その点につきましては協議会の方はどういうお考えだったのでしょうか。

加藤委員

すみません。加藤でございます。大久保さんと私が協議会でこの議論をしていたので, やはり整理して御報告いただくとやはりニュアンスが違ってくるところも当然あるわけで すし,少し補足をした上で議論していただいた方がいいかなと思いまして。あと,大久保 さんにも私で足りないところがあればいっていただきたいと思います。

一つは,一番最初に櫻井委員がおっしゃっていただいたように,促進委員会と協議会の性格というのはやはり協議会でも初期の段階では非常に混乱していたし,なかなかみんなが合意できなかったところがあったり,意見の中には,正に協議会なんだけれども個別の県との折衝の話までも含めると,プラザでの単なる現場のやりとりの話が全部反映してしまうとかそういう問題があったんですが,最近はだいぶ整理は少しプラザの協議会の方もされてきたかなと。それにしても,これは県の出先機関に附属する協議会という,プラザ

そのものは県の出先機関なので,やはりちょっと複雑というか,全県的な位置付けとして もどうしても見えにくいし,出先機関が全県対象の支援をする機関であるということにな ってまして,そこに協議会がついてますから,やはりお話しになるようにどうしても議論 が複数常に起きるのかなとふうに思っています。そのために,協議会の方では,つまり今 までのいきさつから何とか脱却して現状を改革したいという視点で常に議論が行われやす いと。つまり現状を前提にしつつ,それを改革するという流れで常にものを考えがちなの で、こちらの促進委員会の方は逆に、もともとなんだったとか、本来こうあるべきではな いかという議論をしていただくというふうにして,接点を単に尊重するというよりは,私 は両側の意見を統合していただけたらいいのではというふうに思っています。今,木村委 員や山田会長からおっしゃっていただいたように,実は2番の機能が一番最初の促進の計 画を作る前の提言書ですか,その段階では,この2を重視した展開をしようということが いわれていて,現実には場所が出てしまったために1と2が幅広く総合的にあるというプ ラザに結果としてなったものですから,再度しきり直しをするというこの前の協議会の議 論の中では,その意味で,羅列的に8つも9つも機能を全部やりますといって現実できな いものが何個もあるよねっていう状態を脱却するためには1と2に区分けした上で,まあ 1は現場で現実に利用される方のためにとりあえず必要とされる方がいると。それで,2 については木村さんがおっしゃるように,むしろ全県的対象でいけば旗印にして重視をす ると。で,情報ネットのゆるるさんがやっている部分でも,たとえばNPO法人の真の情 報公開に至るような情報の提供をしっかりとするとか,日常的な相談も全県域に対応でき るようにするとか,まあネットでの相談もできるようにするとかいろんな方法をお考えに なるべきではないかという議論がありました。ただ,調査研究機能というのはおっしゃる ところは分かるんですが、現場の流れからいうと、今までやるといって予算もつけられず 結局できないまま行政機関の出先,あるいは委託を受けた先が調査研究機能を持ちましょ うというかけ声に終わる可能性が高いので,別途受託団体であれどこであれ,県として調 査研究を促進したければ予算をつけるべきだし、ここがそういうシンクタンクに受託団体 なり指定管理者がなるかどうかという問題はむしろその受託団体が独自に自律的に調査研 究をNPOとしてやるべきじゃないかという傾向もちょっと強かったので外すという話に なったのかなというふうに思っています。

もう一つ,地域連携のところも,少し支援センターの方から懐疑的な意見が出たのは, 謳っても現実は進まなかったじゃないかと。で,仙台から何かをしても地域の連携が進む わけじゃないので,地方振興事務所ですか,地方県事務所だったところがやはりもっと積 極的に地域の支援センターや各市町村と手を組むという方針を出し,極端にいうとそこに 予算があるべきだと思うのですが,そういう強みがあったので連携についてもちょっと懐 疑的な意見があったというのが実態だと思います。

大久保委員

今の調査研究機能の話なんですけれども,受託団体というよりは民間でそういった学会の立ち上げも模索されている中で,そういったところを自由に展開されていく場になっていければという意味合いも込められていたのではというふうに思います。それから,もう一つ,ネットワークの方ですが,確かに地域振興事務所との連携は必要だということと併

せて、やっぱりそういうネットワークに出てこないと全県的な情報が入ってこないという 支援センターの意見があったということも事実です。

加藤委員

指定管理者制度についてもう一つだけ。長くなって申し訳ない。指定管理者の話は,この話がたまたま法律的に出て来たので,いわゆる旧来の丸ごと委託という,民間委託はもうできなくて,指定管理者にしなさいと法律がなったので話がこうなっているだけなので。もとを言えば,パートナーシップ運営の弊害や限界をこの3年間関係している人はみんな感じてきて,矛盾があったと。なので,単一の団体が責任をとれる形で運営し,しかもそれは民間が運営し,県ときっちり協議して運営になるべきだという議論が前提にあって,制度として指定管理者が出て来たので,パートナーシップから指定管理者になるのが素晴らしいということで私たちが思って議論しているわけではございませんで,他に行きようがないという話だと私は理解しています。で,それだったら活用の仕方があるかなというだけです。

山田会長

では,ちょっと進行に関わる提案ですけれど2つ問題があると思うんですが,みやぎNPOプラザの機能をどうしていくかということは,この1の総合的なNPO施策と事業に関わる内容でありますので,今日結論を出すわけにはいかないと思います。そういった意味では,8月にきちんと議論をした上で,ここがどういう性格を持つべきだというのが検討されるべきだと思いますので,それはとりあえず今日はこの程度にさせていただいて改めて検討すると。具体的なその運営の検討をされるのは運営協議会であるわけですが,運営協議会にも促進委員会の考え方はお伝えして,その方向で運営の方法を御検討いただくということで,機能的な問題は少し先送りをさせていただきたいと思います。

それから,二つ目の指定管理者制度につきましては,時間的なこともおありのようですので,ここで御異議があれば言っていただくと。それから,この方法で進めてよろしいということであれば,県の方はそういう対応をとっていただくということになると思いますが,二つ目につきまして少し御意見をいただきます。

今日はまだ他にもウォーミングアップではありますけれども,いろいろ御報告いただかなければいけないこともありますので,まずは指定管理者制度を採用してやっていくことに関してこの促進委員会の姿勢としてどうするかというあたりをちょっとお聞かせいただければと思いますが,いかがでしょうか。

櫻井委員

今の議論を聞いて何となく分かってきたので。私が聞きたかったのは最後に加藤委員さんがおっしゃっていた点で、パートナーシップ型での、まあ支援センターでもプラザでもいいんですが、中間施設運営ということの施策の一環として県のプラザがあって、それがうまくいっていたのかいってなかったのかというあたりなんですよね。指定管理者制度というのは、簡単と言ったらなんですが、この法律改正で全国何十兆円市場という動きが出ているわけです。私も、自分の領域では教育施設なんかでこの問題でその議論ばかりなん

ですね。そういった時に,公共政策がすっぽり抜け落ちちゃうという危惧がある。宮城県 は、施策としては非常に素晴らしい体系を持っていて、パートナーシップとか協働の促進 の一環として中間支援施設と。それを運営していくことにその意味を見いだそうとするわ けですよね。それが,指定管理者にどーんと移行してしまうというのは,先ほど次長の御 説明では,それは民間の力を活用してよりよく施設運営がなっていくというお話しでした けれども、私はそうは思わないですね、指定管理者制度というのは非常に分かりやすいと いうか楽というか、もう民間に任せるわけですから。そのあたりを、県の事業として中間 支援施設をどのように運営していくかという議論は、先ほどの議論のあった2つの機能の 点でもそうですけれども,そのあたりはもう少し議論があってもいいのかなと。その上で 指定管理者。指定管理者ありきで,例えば加藤委員さんおっしゃったように,受託したN POが調査研究機能を持つというのは正に指定管理者制度ならではの発想で、それはやっ てもらわなければならないんだということを政策形成の過程でちゃんと議論してそれを民 間に委ねるというそのプロセスがちゃんと保証されていれば,僕は指定管理者制度はすご く活きると思うんですけれども。最近の言葉だともう丸投げみたいな感じで民間にお任せ しちゃうということですので。そこがちょっと私は疑問だったんです。ですから,指定管 理者制度に反対だとか賛成ではなくて,もう少し県のプラザあるいは県全域の中間支援施 設機能というものを協議会の中でなり促進委員会の中でもうちょっと議論してもいいのか なと。来年の4月となるともう今決めなきゃならないというところで,ちょっと私今日初 めて聞いたのでそういうことを申し上げたので。感想です。

山田会長

ちょっと私も関連してよろしいですか。私もここで上がっている現行のパートナーシップ運営を解消しということにはかなり抵抗を感じてはいるんですが。要するに,従来みやぎNPOプラザが取っていたパートナーシップ運営方式を解消するということについては一応了承しますが,やはり基本的にはパートナーシップで運営するということは,今,櫻井委員が言われたように非常に大事なことでもありますし,そういった意味では,それに対応する新しいパートナーシップの形を模索しつつ管理者制度でやっていくということであれば私としては了承できるのですが,パートナーシップ運営方式そのものを否定するということであると若干抵抗を感じるんです。それも含めて,ちょっとお考えいただけますか。

武田みやぎNPOプラザ館長

最初の話でうまくいっていたのかいなかったのかと。加藤委員は初めからうまくいっていないというふうにおっしゃいましたけれども、本当にそのように決めつけていいのかなという思いで聞いておりました。まず、行政とNPOとの関係というのは、どこでも苦労しながら仕事を一緒にしていこうと、それでNPOの方々が集まると、行政とどのようにすればうまくいくんでしょうねというようなことがだいぶ議論されていらっしゃるようですけれども。私も全国の会議に昨年行きましたら、それを真剣に話をされている。最近は、非常に宮城にはない各県の方々が、我々NPOは頭の固い行政と市民の間に入って仲介役をしていくんだ。それが新しいNPOの姿ではないのかと。その話を聞いて非常に感動し

たのですが,それだけ行政とNPOが一緒に仕事をやっていくのは難しいと思いますが, そのような中でみやぎNPOプラザは新しい形としてスタートして3年数ヶ月ですけれど も,もともとスタートした時期からすぐうまくいくというのは考えてなかったようです。 運営協議会の設置要綱でどういったことが書いてあるかというと,NPOと行政のパート ナーシップの実験場であると。実験場ですからね。いろんな事を想定してそのような言葉 を作られたんだと思うんですね。まさしく実験場でいろんなことをNPOさんも私どもも 経験してきたわけです。行政サイドの人間からいわせると,なぜこういうことをNPOの 方に言われなければならないんだろうかな。普通,一般常識では考えられないことを言わ れているんじゃないかなと。まあそんなこともありますし,かたや,NPOの方からする と,なぜこんなことまで縛られなくちゃいけないのか,対等ではないのではないのかと, まあそんな意見もあるようでございます。直接そういう言葉でお話しをおうかがいしたこ ともございます。私としては、プラザのパートナーシップというのは3つに分けられるか と思います。まず、運営協議会。運営協議会は、大半がNPOの方々。NPOの町内会の 方そして外部,それから先ほど次長から話がございましたように昨年度から各圏域の支援 センターの代表者の方,そして数名県職員が入って,その中で今後のあるべき姿を議論し てますし,その都度その都度の問題について議論をしている。その議論をするところにパ ートナーシップがあって,パートナーシップというのはまず先に意見を言う。なんと言い ますか,提言する。そういった前に,やはり友好関係にあると。まずそこを求める。その なかでいろいろ気付いたことを話し合う。パートナーシップにはそういう意味があるんで すね。信頼関係がなくちゃいけない。そこが基調としてあるわけですけれども。そういう 意味では,運営協議会というものは非常に貴重な御意見をいただいて,行政の我々として は素晴らしい成果を挙げているというふうに思っています。

二つ目に、NPO町内会の関係ですけれども、町内会はやはり町内会の自治が必要であるというふうで、だいぶ1年目2年目にかたくなにプラザの職員を受け入れない姿勢でやってこられたようですけれども、今年の3月になりまして、このままではおかしいよ、一緒に話し合いの場を持って、いろいろ相談できるものは相談しながらやっていきましょうという雰囲気になってきました。3月初めに、まる3年が過ぎようとして初めての会議が持たれ、それからNPO町内会のイベントにも呼ばれて現状をお話しさせていただきました。非常に好評だったと間接的に聞いております。そして、つい3週間ほど前に、町内会と私どもがプラザのあり方についていろいろ議論をいたしました。その時初めて指定管理者制度を説明したものですから、だいぶ驚かれたようでございますけれども、そのなかでいろいる御議論をさせていただいた。このように、やっとパートナーシップが取れ始めた兆しが見えてきました。この兆しを失敗と言っていいんでしょうか。

三点目はやはり受託・委託の関係です。運営,清掃,情報です。それぞれ苦労しながら やっておりますけれども,年度が終わりますと意見交換などをしながら翌年度の改善に向 けてやっております。こういう状況で苦労しながらもやっとパートナーシップらしくなっ てきつつあるのかなと。まあ,現状だけ申し上げたいと思います。

あと、先ほど山田会長からお話しのありました運営形態のところですね。端的に書いて しまいましたけれども、やはり、今後指定管理者制度を導入しても新しいパートナーシップで運営していくことは必要だと思っております。長くなりましてすみません。

山田会長

少し先を急ぎたいと思いますけれど,運営協議会には,県の中核機能の面での再検討はお願いしたいと。それからもう一つは,パートナーシップそのもののあり方についても御検討いただきたいと。私どもも,この場で後日プラザの中核機能の中身につきましては検討をすると。ただ,指定管理者制度についてはどういたしましょうか。運営協議会にお任せするか,ここでの態度をどうしたらよろしいでしょうか。

藤田委員

結局,運営協議会としては指定管理者制度を導入したいという意向だったわけですけれども,促進委員会としてはまだ結論を出していないわけですから,いつまでに結論を出さなければならないのか。先ほど櫻井委員なんかも平成17年度では本当に早急すぎて,まだまだちょっともう少し検討したいという意見もありましたので,ここの促進委員会として,現状ではもう少し時間が欲しいということを伝えるということではいかがなものでしょうか。

山田会長

今,副会長から御提案がありましたけれど,もう少しお互いに議論をする時間が欲しい ということでよろしいかどうか。どうぞ。

木村委員

今のお話しでよろしいと思うんですけれども,やはり,みやぎNPOプラザのみやぎと いう言葉をもう一回考え直していただきたい。何度も先ほどから申しますが,全県的な部 分でのものの考え方ということがどうしてもこの1番の場の提供機能というところからみ て一つも取れない。これは仙台市のためにあるのか。仙台近辺のNPOのためにこの場が あるのかというふうに思ってしまいます。石巻市を拠点にしている我々にとっても,たぶ んもっと遠い気仙沼市を拠点にNPO活動をしている人達にとって,みやぎNPOプラザ に求めるものは全然違うと思うんですね。その部分をもう少しヒアリングしていただきた いと思いますし,なおかつ,運営協議会の中に全県的にどれくらいのメンバーが入ってい らっしゃるのか私からはちょっと分からないんですけれども,そのへんももう少しヒアリ ングをした上で結論を出していただきたいと思いますし,場の提供というのはハードだけ ではなくてソフトの部分で話し合いの場を持つとか,それから全県的に,例えば気仙沼で 話し合いを持つとか,白石で話し合いを持つとか,そういうことも場の提供になると思う んです。どうしてもハードに頼りがちのようなこの考え方が一つ疑問でした。何度も言い ますが、みやぎというのは全県的にということで、そこだけは絶対に押さえていただきた いと思いますし、そういった場面においての指定管理者制度、もしも導入するにあたって も全県的ということを絶対忘れないでいただいて,仙台市だけではない,周りのところに も広く平等にものの考え方ができて,サービスを提供できるようなNPOが育った段階で 現実的に平成17年になるか18年からになるのか分かりませんけれども,そういった部 分の導入時期を考えていただきたいと思います。

佐々木委員

現場のNPOの意見なんですけれども,指定管理者制度になることに関しては不安があります。まず,今までの段階ですと,パートナーシップの方,NPOの方がいてくださると。ただ,何かあった時は県の方がいるということでやはり利用者としては安心感があります。過去に,行き違いがパートナーシップのNPOと多少あった場合に,県職員にずいぶん助けてもらった部分がありましたので,そういったことがほとんどなくなるというと不安が残ります。そういった現場の意見も聞いていただけないかなということが一つ。

もう一つは,今の話と絡んで情報提供機能というのが今後やはり大事になってくると思うんですね。多分ホームページをちょっと作るという意味あいで捉えていると思うんですけれども,ここの部分は全県的に見える部分ですから,うまく使うと相談業務であるとかNPOを育てる部分であるとか,NPOを生む部分であるとか様々な面で役に立つ部分であります。ですから,単純に情報提供機能というだけではなくて,知恵を絞れば面白い,効果的な活用ができます。それをぜひ今後には取り入れていただくのが全県的な活動として役に立つのではないのかなと思いましたので,お話しさせていただきました。

大久保委員

私,今回運営協議会の席上に私どもの団体としてNPOプラザのあり方という提案書を 出させていただきました。今回のこの席上にないのはとても残念なんですけれども,これ まで私たちは3年間以上,情報の部分についてパートナーシップ運営の一端を担ってきま したし,またこの4月からまだ3ヶ月ちょっとたったばっかりですけれども運営の受託を してきました。その中で、私たちの前にやっていた2団体のあり方もつぶさに見てきてい る中で,パートーシップ運営の評価が一度もされてこなかったという現実があります。こ れがうまくいっているのかいないのか,これが公の場で議論された経緯はありません。つ まり、それぞれの話が運営協議会に出ても結論が出ず、話し合いする場での表の基準が何 もないわけで,それがうまくいっているとかいってないというところの判断がずっと先送 りになってきたことがあります。事実、それまでずっと関わってきた団体というのはほと んどがうまくいってないと捉えています。それは多分,それぞれの捉え方として違いがあ る。で、もともとNPOと自治体の価値観とか位置づけが違っていることもありますので、 ぴったり一致するということは非常に難しいことではあるとは思いますけれども,それな りに模索しようということで始まったことではあったと思います。でも,実際に3年間ち ょっとやってきて,とても難しい現実だということで,私たちは全面委託を提案しており ます。指定管理者制度かどうかということはさておいて,全面委託を提案しております。 とても難しい状況であると。1~2年の間は圏域に出たくても予算化されておりませんで した。かろうじて予算化されていたのが情報の部分で,交流をモットーに情報を得て,情 報を提供していくということもありまして,気仙沼,石巻,古川,白石で交流会を持ち, 情報ネットのPRとともに皆さんとの顔が見える関係作りをして情報をいただくという形 で,ネットワークの,軽いネットワークですが続けてきました。情報ページにつきまして も,新しいコンテンツ,システムを作るだけの予算化がありません。ですから,内部で, 非常に予算化のない段階で受けている団体として最大の可能性を見いだしてシステムを作

った部分もありました。でもそれは非常に予算化されていない段階でやってますので持ち 出しです。ウェブサイトのリニューアルは3年以上やっていないわけですね。その中にも、 私たち今回提案した中にも出されていますけれども,情報開示のところでもっと団体の情 報を提供していくべきではないか。そうすると検索システムを変える必要がある。それは, もっと,より調査をする必要がある。それが逆に情報を提供するNPOに限らず県民に対 してもNPOの情報を提供していくということで,これから先は重要な部分を占めるだろ うということを私自身は考えています。それから基盤整備の機能。これはもっともで,こ れは一番先に出てくるものだというふうに私たちは思っています。たった3ヶ月ではあり ますけれども,ものすごい相談等を受けています。これまでそういった相談のファイルが ありませんでしたけれども,新たに私たちも様式も作り方から始まりまして,蓄積してた くさんの相談を受けています。これだけの要求があったのかというふうにも思っています。 というのは,仙台市内ではなくて,小牛田とか丸森とかそういうところからわざわざいら っしゃると。ということは,その方々が行くべきところがまだないという現実があるわけ ですね。で,仙台市の方はもちろん仙台市のサポートセンターがありますので,そちらに 伺うということになるとは思うんですが,圧倒的に圏域の方が相談に見えられます。それ は,ニーズがたくさんあるということは事実で,だからこそ2番の基盤整備がとても大事 になっている。なので,拠点があるという中で,確かにスペースを提供するということは 第1ではないですけど,あるからこそ来るというふうに思っています。で,これが全域的 に支援センターがたくさんできて,それぞれの需要を満たされれば,あるいはこのNPO プラザのあり方が違って,なくなるかも知れないという,まあ環境によって変わってくる んではないかというふうに思いますけども、現時点ではそういった重要な役目を担ってい るのではないかなというふうに思っています。できれば私たちが提案した提案書を皆さん に見ていただければというふうに思っています。

渡邊環境生活部次長

情報機能については,従来,もっと強化することが必要だということで,予算化は検討されております。来年度に向けてそういうふうに考えておりますので,これは議会で御決定いただくので時間が必要ですけれどもそのように考えております。運営協議会には,パートナーシップ古川,それから石巻支援オフィス,そして白石の中間支援センターお入りいただいて御協議いただいておりますことをまず木村委員には知っていていただきたいと思います。それとですね,これは順番が1と2と書いてありますけれども,私どもも2が非常に重要だということで,別に1を先にしたわけでこちらが重要だと考えているわけではございません。

指定管理者制度についての考え方はいろいろあると思いますけれども,一つだけ皆さんに申し上げておきたいのですが,明治時代に公益法人制度というものができて,公益というものを官が許可する形で法人に成すことを認めたと。監督の下にそれを成すという時代が終わって,今,NPO法人法もできて,公的介護保険制度の中にサービス事業者としてNPO法人や任意の団体が入ると。また,さらに公的な施設も民がより多く参入できると。公益を民と行政が一緒に担う時代にきつつあるというそのことの意味を私はすごく重視したくて。もちろん,すべてがいい形で始まるとは思いません。民に力がつかなければ,そ

れは理想の形にはならないわけだけれども、それはトライアンドエラーでやっていくスタートラインに着きつつあることを私は重視したい。庁内でも、移行することについては時間が欲しい、なるべくぎりぎり、猶予期間を時間をめいっぱい使いたいという考えがあります。ただ、運営協議会で、私は出席できませんでしたが、市町村のモデルケースにしたいとか、そういうお考えをお持ちの委員さんのお声もありました。私も庁内でもこのケースが一つモデルケースとして、民に委託をして精一杯担っていただいたらいいのではないかという方向で考えております。職員がいないことへの不安ですけれども、認証制度ということもございまして、促進室の方から出向という形で職員は存在するという形を考えております。

山田会長

そろそろ結論を出したいと思うんですが,機能的な問題は先ほど申し上げたとおりで,検討していただかなければいけませんけれども,指定管理者制度については先程から約半数の方々から反対の御意見というか,もう少し検討すべきではないかという御意見がありました。それに対して,大久保委員と渡邊次長からそれに対応するお答えがあったわけなんですが,いかがいたしましょうか。もう少し先をゆっくりすべきだという御意見の方で,お二人のお話を伺って,じゃあそれならというお考えになられたか,それとも,やはりもう少し時間をおくべきではないかというお考えは変わらないのか,そこらへんを簡単に言っていただいてどうでしょうか。

小澤委員

指定管理者制度そのものがどうかということをここで議論するのかというのはちょっとあれなんですが、ここにある指定管理者制度そのものに対して櫻井委員は疑義をおもちなんだと思うんですが、僕はここに行くまでのプロセスのところがどうも問題になっているんじゃないかと。今までやってきたパートナーシップでの運営のところでの振り返りとか総括、大久保委員がおっしゃった評価がないままにここを解消するということを決めて、その次にすぐに指定管理者制度があるという構図に対して、だいぶ不安とか不信みたいなものが表明されているのではないかというふうに思うんですね。

ここに至るだけの,この間の一定の経験を踏まえての,指定管理者制度に持っていくまでのこの後のプロセスというのがどういうふうに考えているのかというが明らかになるだけでも随分このあとの考え方が変わるのではないかと思うんですね。それと,やはり,指定管理者制度そのものイコール民がやることがすべて商業主義につながるのではないというふうに,一応民間からの委員としては思います。問題は,ですから,道筋をもう少し明らかにしてほしいというのが私の意見です。

山田会長

そういう御注文ですけれども、どうしましょうか。

櫻井委員

先ほど出先機関が云々という話で,あ,そういうことなのかなとちょっと思ったんです

けれども,そもそも県が計画を見直そうというその枠組みの中にプラザがあるんじゃないんですか。であるとするならば,今年度中の,県のプラザの運営方式が先行するというのはちょっと違和感があるんですよね。そのへん,僕がちょっと非常識なのかも知れない。

それから,指定管理者制度に疑義があるって,私は疑義はなくて,小澤委員さんがおっしゃったようにプロセスにずっと問題を申し上げてて。先だってのファンドの問題の時も同じ事を私言いました。促進委員会に1枚ペーパー出されて今日決めてくださいと。じゃなくて,それまでの2年間かけてファンドについて議論してきたんだけれども,それはもうなくなっちゃって,どんと出て来たんでそれはちょっと早いんじゃないんですかと。私が申し上げたいのは,民間を活用したパートナーシップについては全然異論はないんです。問題は,政策を作り上げる過程でのパートナーシップとか施設運営をする,中身を決める上でのパートナーシップ。つまり,促進委員会の委員の皆さんとのパートナーシップはどうなってしまったんですかということをファンドのとき申し上げましたし,今回の県でも申し上げたいんですね。もう決まっちゃっていると,やっぱり我々今決めるかどうかと悩まなくちゃならなくて。まあ,今回の件に関しては,ただ計画の中に位置付くものだと私は理解してますので,この計画の議論を進めていく中で運営協議会の議論もお聞きしながらもう少し議論があってもいいのではないかと思うんですけれども。

木村委員

私も櫻井委員と同じ意見です。今回の議事の1番がこの促進基本計画の見直しについてということでの話し合いの場であるのに、どうしてもプラザの運営協議会の意見を尊重してというところが先行してしまうので、そうではなく、ある意味、第三者的な客観的な立場に立って我々はものを考えなければならないのかなと言う部分もあったので、若干そのようなお話しをさせていただきました。

それともう一点,先ほど私が少し時間をかけてはどうかと申し上げましたのは,企業もそうですし,企業も組織もひとなりといいますけども,どうしてもてっぺんの方を見てその企業は育っているとか,そのNPOは素晴らしいとかそのように判断しがちなんですけれども,我々も石巻NPOセンターでも非常に悩んでいるところですけれども,確かに中心になってやっているメンバーがいくら優れた人材で,いくら素晴らしい考えを持っているとしても,その下で一生懸命やっている一人一人のスタッフ又は理事の皆さんが同じは線で同じ方向で同じくやっていく力をつけるというのはものすごい時間がかかると思うんです。ある程度はもちろん運営の部分とか,そういう,例えばオフィスの運営とかはやることはできるんですけれども,そこにもう一歩突っ込んだ組織の育ちの部分を見た上でぜひ民間への指定管理者制度なり委託なりということをお考えいただきたい。決して,てっぺんの方だけを見るのではなくて,その組織というのは企業もそうですけれども,いくら社長さんが頑張ってても売り上げがきちんと上がって経営がきちんと成り立つかどうかというところが最終的な評価になると思いますので,そういった部分をぜひお考えいただきたいと思います。

山田会長

それではこの問題についてはこういうふうにまとめさせていただきたいと思います。中

核機能のありよう,それからパートナーシップのありよう,まだこれから議論しなければいけないところであると。私は当初指定管理者制度と切って考えようという御提案はしたんですけれども,やはり指定管理者制度の室の問題も含めると,どうもこれは切り離して考えることは難しいと。もう少しこの場で議論しながら先に結論を持っていきたいということにしたいと思いますがいかがでしょうか。ではそういうことで,この問題は決めさせていただきたいと思います。

時間がなくなってしまったんですが,今日はウォーミングアップという側面もありますので,1の話は伺いましたので,(1)の中の2と3ですね,5章に係る部分ですけれども,それを事務局から御説明いただいて,今日は簡単な質問で終わらせたいと思いますが。まずは御説明いただきたいと思います。

菊地NPO活動促進室活動促進班主任主査

2のNPO活動の支援・促進に関する施策ということで,この項目,人材育成とか広報・啓発,それと資金的に支える仕組みや財政的支援という部分についての施策と事業についてというところでございますが,例えば人材育成等につきましては,満足・やや満足が不満であるという回答を上回っているという調査結果も出ておりますので,一定の評価がなされているというような,ちょっと手前みそではあるんですけれどもそのような考えもございます。また,人材育成の部分については,必要性も相応に出ているということで,今後も積極的に実施していく部分のものではないかというふうに考えておりますし,これにあわせて一層のNPOへの施策の周知,こういったものが必要なのではないかと考えております。

また、周知というところで出ますが、広報・啓発という部分でございますけれども、県としても実施内容に記載されているとおり広報・啓発等は行ってきたつもりではございます。ただ、今までですと、基本的な情報の伝達部分、その基礎的な知識とか理解というような部分に偏っていたところがあるかと思いますので、今後は、個別の課題の検証とか、そういったものに関しても広く広報・啓発を行っていくべきではないかというふうに考えております。

また、4ページの部分なんですが、これは一括でお話しいたしますけれども、基本的に 県としては平成11年度からNPO活動企画コンペを行いまして、なお、16年度からは みやぎNPO夢ファンドを運用しているという状況にあります。活動実態・意向調査とかの中では、資金的な部分で施策の必要性を求める声が大きいという結果が出ております。 県としては引き続きNPO夢ファンドを運用していくというところではございますけれども、本来活動資金として、例えば民間企業とか一般県民からの幅広い寄付、こういったものが集まるような仕組みづくりの検討というものも、具体的な助成制度だけではなくて、そういった寄付が集まるような仕組み作りの検討というのも必要なのではないかというふうに考えております。

大変申し訳ございませんが,ちょっと訂正がございます。 4 ページの部分なんですが,NPO活動実態・意向調査結果の上から 3 つめの で現状における問題点,資金不足で 2 3 3 台 3 位となっておりますが,第 2 位ということでございます。 それと,すぐ右隣の庁内・市町村調査結果等でございますが,ここの一番下のNPO活動の促進を図るために不

足していると思われるものの順位も 4 位ではなくて 3 位ということで , お詫び申し上げます。以上でございます。

山田会長

あと,今日はもう一つ一つ議論している余裕はないと思いますので。

菊地NPO活動促進室活動促進班主任主査

はい。すみません。3のパートナーシップの確立に関する施策と事業でございますが,行政情報の公開とか政策プロセスに関わるNPOの参加機会の確保等いろいろ記載されてございます。それらの中で,例えば(4)の各種事業の共同実施や連携・協力,また,6ページ目の(5)のNPOへの業務委託等の推進というところ,いろいろと調査結果等出ておりますけれども,これら全般を踏まえまして,基本的には質の高い協働を実施していくためには,当事者間でより一層の深い理解をする必要がある。そのためには意見交換や協働に関する指針,マニュアルなんかを整備していくなど,協働を積極的に実施できるように方策を検討する必要があるというふうにまとめさせていただいております。また,先程からいろいる情報の周知ということが出ておりますけれども,ここに関しましても,みやぎNPO情報ネットの周知等を行いまして,より広く情報提供をできるように充実させる必要があるというふうに考えます。

最後に、4の多様な主体の連携に関する施策と事業でございますが、ここの中で特に大きなところは市町村の部分かと思います。市町村のなかでは、この庁内・市町村調査結果党のところに記載しているとおり、条例や基本方針等の整備状況ということで、何も定めていないというのが61市町村もあるということから、各市町村においてはNPO活動促進の施策において、充実度においてばらつきが見られると。そういったところを、今後各市町村で市町村合併を行っていった際に合併の動きに併せて県の方でどういった働きかけができるかということをなお検討していく必要があるのではないかというふうに考えております。以上です。

山田会長

はい。ありがとうございました。大変急ぎ足であったわけですが,なんとなく課題がいくつか見えてきたような気がします。今の御説明に対しまして御質問ありましたらどうぞお出しいただきたいと思います。本格的な議論は8月にさせていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

藤田委員

先ほど,情報に関してはこれから力を入れていきたいので予算化しているというお話しだったんですが,検討しているですね,はい。議会の承認を得なくてはいけませんからね。 それで,私は,やっぱりこれから中核機能拠点として専門知識とか,さきほどシンクタン クという話も出ましたけれど,やはりそういったことも考えていかなくてはいけないと思っているのですが,地域NPO学会があったのにもかかわらず資金提供がないということ で解散したという話を聞いております。そのへんに関しまして,何か予算化,新しくしようとかそういうことはないでしょうか。お考えを聞かせていただきたいと思いますが。

山田会長

私も、休眠中のことだから研究機能は廃止するという態度は抵抗を感じますが。

青山NPO活動促進室長

研究についての予算化ですね。残念ながら,今のところこれをこうやろうというのがないです。ただ,先ほどの御議論にもありましたとおり,中核機能拠点として何か調査研究が必要という御議論もありますし,その中でどういうことができるのか,やるにしてもどういう研究をしていこうというこちらも中身をつめていかないといけませんので,正直に言えない部分が多うございます。皆さんの御意見も聞きながら御要望,御意見に応じて検討してまいりたいと思います。すみません。今の時点では何もお答えできるものは何もないのが事実です。

加藤委員

さっきプラザの件で館長の話もあって。気持ちは分かるんですけどね。私も全部がダメだって言っているわけではなくて,旧来の方式に限界が出てるので,皆さんの議論ではまずそういうふうに一括で権限をもって仕事ができる態勢が必要であるというのがポイントだと思うんですね。大久保さんのお話でそれは尽きているというふうに思うんです。というのは,例えばその現実に用意された予算が,今の研究も同じなんですが,現実に用意された予算はサポートセンターも同じですが,要するにそこで働く人のパートタイムと同じ,基本的には人件費が出ているだけなんですよね。それ以外の事業費をきちんと算定しない限りは調査研究もできなければ,要するに出張して地域のネットワーク作りに行くこともできるわけがないわけです。そういうことは一切ない。

もう一つは,相談のペーパーがないとおっしゃってましたね,前に。つまり,相談業務自体が,にぎわい創造のサロンを運営する受託団体に要求されてなかったわけですよね。はっきり言うとね。ですから,相談も業務じゃなかったといってもいい状態だったわけです。だからそれはゆるるさんの段階では業務になったのでしっかりと対応していただいているし,そのノウハウを提供している。ですから,そういう意味でいうと総合的に一体サービスの質を,どういう事をやるべきかとこの計画でいくら書いてもそういう具体の部分できちんと落とし込まれた予算の積算ができなければ,これはできっこない。例えば,今資金のうち,お預かりしてますファンドのいろんなお金を集める仕組みというのは当然ながら検討されるべきだと思うし,簡単なんですよ。これ。ファンドのことを説明するパンフレットを印刷する予算があればいいんですよ。はっきり言うと。それがなければ,告知は本当に限られたことしかできないわけですよね。全体としていうと,協議会の議論でなぜ指定管理者を来年早くやれっていう話になってるかというと,協議会の議論でなせれませんが,簡単に言えば,県の職員さんが引っ込むことで浮く予算の何割かはきちんとした事業費と,それから,単にそこに当てつける人件費じゃなくて予算をきちんと確保をして仕事のできる態勢にしない限り,御希望になっている中核機能の役割は果たせない

のではないかというふうに基本的には私は思っているということです。

山田会長

他はいかがでしょうか。よろしいですか。

木村委員

予算については大変残念に思うんですけれども、ぜひ、加藤委員がおっしゃったように 事業費。石巻市も事業費はゼロです。ゼロで,人件費も本当に最低賃金というところの計 算でやるので,その後の我々,後の穴埋めは理事が交代で無償でするというか,相談業務 に当たるとかそういう形になるんです。結果的にはそこは仕方がないのか,本来この中で 議論すべきなのかというところも次回の宿題にしたいと思うんですが,もう一点気になり ましたのが7ページの市町村調査において条例・基本方針等の整備状況が61市町村も定 めていないというところでございます。先ほども何度もいいましたように、全県的なとい う場合に,予算がつかなくてもできることだと思うんです。各市町の担当者を呼んでNP Oの勉強会をしていただくとか。実は石巻市でも今回我々偉そうにいうわけではないんで すけれど,行政の方々向けのNPO講座をやろうと。分かっていただかなくてはというと ころなんですけれども ,本当にそこだと思うんです。ですので ,県でできることとしたら , もしかしたら残りの61市町村の担当を集めて,こういう立派な会議室でなくてもいいと 思うんですけども,ぜひ,NPOの基礎講座でいいのでやっていただいて,地域の現状, 又は県内の他の市町村ではこういうこともありますので,ぜひ前向きに設置の方をお願い したいというか、そういうことを指導的にやっていただくことが県として予算なしででき ることなのかなと思いました。

渡邊環境生活部次長

NPO活動をどう位置付けるかという方針がない,策がないということは非常に重要な問題だと思っております。今年,NPOマネジメント・サポート事業,中間支援センターエンパワーメント事業,ここには地方振興事務所の職員も,市町村の職員もお入りいただいて一緒に学びましょうということで限られた予算をフルに活用して一緒に考えていこうという体制を取らせていただいています。より一層そのことを強化していく方向で考えてまいりたいと思います。ありがとうございます。

それから,先ほど加藤委員がおっしゃったことですが,私も,もし来年の4月にスタートすることができればそれだけ県の予算が浮く部分が事実ございます。そして,人員削減の中で,職員たちがプラザの中で大変厳しいローテーションを組んでいる,それを解消することもできる。そういったことを踏まえて,運営協議会の皆さんは7月中に密な議論をしようと22日の夜に御議論くださるというそれだけ一生懸命考えていらっしゃって。私はそういう意味で尊重したいというふうに思いました。

一つのイシューに特化した協議会かもしれませんけれども,だからこそ分権という考え 方からすればそこで議論されたことを促進委員会はぜひ重く受け止めていただきたいとい うのが重ねての私のお願いでございます。

木村委員

一点だけなんですが,民間に委託すると予算が浮くという話は必ず出るんです。石巻市でも同様で,前年度,前々年度と50万ずつ減らされていきます。つまり,NPOに委託すれば又は民間に委託すれば予算が浮く,人件費も少なくなるというのはぜひ御一考いただきたい。もちろん,県職員レベルでお支払いはできなくとも,一生懸命やるスタッフの方にはそれなりのきちんとした収入の道というのを伝えていかないと,こちらもずっとパートスタッフだけでやりくりはしていますけれども,それでも本当に少ない中でというのが現状でございますので,あまり浮かせすぎるというのもいかがかなというふうに思いました。以上でございます。

渡邊環境生活部次長

大事なポイントとして心得ております。仙台のサポートセンターなども参考にしながら 考えてまいります。

山田会長

1の議題になりますけれど,他によろしいですか。本格議論は次回からということで。 それでは急ぎますが,(2) N P O 推進事業評価シートについてということで,事務局から御説明お願いします。

佐藤NPO活動促進室活動促進班長

それでは資料の3,A4横の表紙に絵の描いてあるものですが,NPO推進事業評価シートについて御説明させていただきます。この評価シートにつきましては,前回の委員会で構成案をお示ししたところでありますが,そこでお示しした構成案の評価項目の集約であるとか文言整理等を行い,お配りしてあるNPO推進事業評価シートとして整理させていただきました。

1ページを御覧いただきたいのですが、ここで実際の評価に移る前に、NPOと行政との協働を行う意義といいますか、それについて我々なりの理解をまとめさせていただいたと。このシートは委託業務のためのものですが、単なるそれだけの目的だけではなくて、やはり協働の中の一つの形態である委託に着目して、そこをNPOと県とで議論をすることによって協働自体の深化といいますか、本来あるべき有機的な協働関係の構築に資するのではないかということでこのシートの導入目的についてまとめさせていただきました。2ページ目以降が各評価項目、具体な設問を載せまして、評価基準を示して5段階で評価していただくという構成になっております。時間の関係もございますので、一つ一つの細かい説明は省略させていただきますが、一応事業の計画段階と事業の実施段階、事業後の事業を振り返ってという3段階にそれぞれ設問を設けまして、合計10の評価項目について5段階評価プラス訂正的な評価をしていただいて、その結果を持ち寄って意見交換に移行していく形になっております。

また,前回の委員会で,この評価シート云々というよりも協働全体における委託の位置付けについて整理すべきではないのかとか,また,この評価シートはNPO推進事業発注ガイドラインの事業を評価対象としているわけですが,ガイドラインそのものの改正とま

でには至らなくとももう少し行政が協働に取り組む上での手順や考え方,これを図式化するなどして分かりやすく説明していくべきではないかと,そういった意見も頂戴したところであります。この点につきましては,この評価シートというよりは今年度中に策定いたします協働マニュアルの中で皆様の御意見を伺いながら整理,明確化していきたいと考えております。以上でございます。

山田会長

はい。ありがとうございました。この評価シートにつきまして御質問ありましたらどう ぞお出しください。

藤田委員

0から4番まであるんですけれども、この中の1と3が矢印で示してあって、この矢印の部分というものはそれぞれの個人の判断によって若干違ってくると思いますので、せめて何パーセントかみたいなところも書いていたほうが分かりやすいのかなと。後で見比べるときに分かりやすいのかなと思いました。

山田会長

よろしいですか。他はいかがでしょうか。これは,今年度やられる事業に適用するということになりますか。

佐藤NPO活動促進室活動促進班長

評価自体は今年度するのですが,評価の対象とするのは昨年度実施された事業ということになります。

山田会長

時期的にはもう始められる・・・。

佐藤NPO活動促進室活動促進班長

御意見を踏まえて最終的に整理させていただきまして,それぞれのNPOに御依頼申し上げたいということでございます。

山田会長

ということのようですが,よろしいですか。それでは,15年度分の事業に関しましてはこのシートでやっていただくと。後日,気付かれたことがありましたら県の方に御注文を出していただくなりということでいかがでしょうか。では,2転目の評価シートにつきましてはよろしいですね。それでは,(3)のその他につきまして,事務局何かございますか。

菊地NPO活動促進室活動促進班主任主査

すみません。ちょっと私から。先ほど説明をした際に一緒に話そうと思っておったんで

すけれども、ちょっと失念をしてしまいまして申し訳ございません。前回の促進委員会で、加藤委員さんからNPO活動実態・意向調査の調査対象団体のうちNPO法人は何団体かというお話しがありましたが、205団体ということで回答させていただきたいと思います。もう一点、事前に配付をしました資料に、NPO関連施策推進体制、これは基本計画の第6章の部分なんですが、要は、県の方で施策を展開するに当たってどのような推進体制を組むのかということについて書かれている部分なんですが、これについて資料2のとおりまとめました。それで、これについては11月に皆さんに再度いろいろと御意見をいただくということにしたいと思いますので、今回、この資料2は参考配付に留めさせていただきたいと思います。以上です。

山田会長

はい。今の点についてはよろしいですか。それでは他に。

青山NPO活動促進室長

時間を超過して大変申し訳ございません。最後は,次回の日程調整の関係です。基本計画の見直しにつきましては1ページにありますとおり,1章と2章の検討をいただいたとで御議論をいただくのが8月なのかなと思っております。ここで御相談なんですが,先ほどプラザの在り方について御議論いただききました。それで,確かにもう少し検討しただきまして,運営協議会に諮るのが7月22日なんですね。それでどうなるかにもよるのです。とういう時期に指定管理者制度に移行するかということについてはまだ流動的なところがあるかと思っています。ただ,仮に,ある程度皆さんの御議論が進むようであれば早めに議論をということもあり得ると思うので,こちらの乱暴な御提案かも知れませんが,一つのありようとして7月中にもう1回こちらでお話しの場を持たせていただけるのかどうか。ちょっと大変申し訳ないのですが。そうじゃなくという御意見もあるかと思いますので,そこは素直に御意見をいただきたいと思います。

山田会長

先ほどの皆さんの御意見の中では,促進計画の議論の延長上に答えを出していきたいというお考えもありましたが,今,事務局の方から指定管理者制度の問題だけ先にという希望があるようですが,いかがいたしましょうか。忌憚のないところ。結論は先ほどの方向でいきたいと思いますので。

櫻井委員

運営協議会の実態とか、中でどのような議論をされているのかという最後におっしゃったようなことももう少し言っていただくと我々も議論しやすいのですが、知っている方と全然知らない方が2枚のペーパーだけ見て判断しなければいけないというのは無理があるので、次回、もう少し説明いただきたいのですが。ただ、これを計画の中で位置付けなくていいんですか。本当に。指定管理者云々を先行させて問題ないのですか。計画の理念、先ほどのパートナーシップとかですね。政策理念がどう実現されているかちゃんとこう、

なんというか,実現できるかどうかという,それがないと我々自身が力が無い委員だった ということにもなるので。ちょっとそこだけ。

渡邊環境生活部次長

先ほどから何人かの委員さんから御指摘がありましたように,指定管理者制度云々ではなくて,パートナーシップ運営の限界というものを踏まえて完全委託という方向性でベクトルが動いていたということからしますと,指定管理者制度というのが国の法律の改正の中で出て来たことではありますが,その形を取らざるを得ないという現実の中では,そこで今まで考えてきたことを実現する。それをこの計画の中に位置付けるという流れで考えておりました。

藤田委員

先程来からずっと話し合っておりますように、指定管理者制度がどうではなくて、突然ぱっと出て来て、そして、この委員の中でも指定管理者制度がどういうものかまだよく分からない人も何人かいると思うんですね。私も半分くらいしか分からなかったんですが、で、後の方になって、指定管理者制度になるとNPOプラザがどう変わっていくのかみたいなところがあとの方になってでてきて、ようやく、もうちょっと議論を重ねて検討した方がいいのかなと思ったわけですね。

ですから,これから毎回,資料や説明をいただきながら議論して,なるべくいいものであればそれこそ早く結論を出して制度に乗っかっていった方がいいわけですから。ただ,これが一回で話し合って結論を出すというのはやはり問題があると思いますので,これから議論を重ねていってなるべく早く結論を出していくというそんな形ではいかがでしょうか。

山田会長

そうすると,促進計画の流れには必ずしもならないかも知れないが,少し早めにこの問題を別途議論をする場を用意するというのがよろしいですか。

櫻井委員

7月中というのにこだわるというのは時間的な問題があるわけですよね。

渡邊環境生活部次長

はい。9月議会に個別条例を上程するために、本当に事務的な話ですが、条例文を印刷しなければならない。その時間のために、7月末までに結論を出す必要がございます。7月26日までに知事に御報告を申し上げるというのもございます。このタイムスケジュールをもうちょっと私はこの促進委員会できちんと最初に御説明すべきだったと大変反省をしておりますが、運営協議会ではこれは説明させていただき、会長の大滝先生に御無理申し上げて7月に3回も日程を開けていただいて構えたという経過がございます。もしも、もう一回、26日前に御議論いただいてまとめていただければ事務局としては大変ありがたいし、部長からも、もし、委員の皆さんからお時間をいただけるのであれば集中的審議

をしてみるのも一つだという助言を得ております。御検討いただければありがたく存じます。

山田会長

ただ、日程的、時間的に人が集められるかという

青山NPO活動促進室長

運営協議会が7月22日の夜ですので。

山田会長

ですからそれ以降ですよね。

青山NPO活動促進室長

23日しかないのですが。

山田会長

23日は調査に行く人もいるし。26日は大学の会議とまたゼミがあって・・・。

私が夕方ゼミがあって,夕方から会議があるんですが。 2 7 日はいいのですが,個人的に言えば多分夢プラン委員会と時間調整していただければその日は大丈夫です。 夜なら大丈夫ですよ。

では,27日の夜でよろしいですか。開催するに当たっては,先ほど委員の皆さんから出ている疑問と申しますか,質問に充分答え得る材料をお出しいただいて,その上で議論をさせていただきたいと思いますので事務局よろしくお願いします。

青山NPO活動促進室長

あと,基本計画の本格的な議論ということで,皆さんに 1 章 2 章の意見を提案していただいた上での 8 月に,はい,その日程もあらかた決めておいた方がよろしいのでしょうか。

山田会長

じゃあ,今の27日の夜は何時にしますか。私は5時過ぎていれば大丈夫のはずですが。 私は何時でもいいです。むしろ遠い方とか。大丈夫ですか。じゃあ,7時30分から。エ ンドレスですねこれは。では,車を停められるような手配をお願いしたいということと充 分な材料の用意をお願いしたいということでよろしいですか。

青山NPO活動促進室長

そこで,例えば17年4月を視野に入れるとデッドリミットになります。

加藤委員

ですから,その日の話自体は今日かなりされましたけれども,プラザがどうあるべきかという基本計画の中の位置付けに一番関わる機能とか,全県的なとかということについて

皆さんの合意ができればそれを方針にして進んでくださいということが言えるということで,進むかどうかのテクニカルな話よりそこの所をちゃんと合意した,やはり協議会の方で議論して,私や大久保さんもそうですが,現場からは急いだ方がいいかなという話はしてましたけれども,もっと大所高所から皆さんの全体の意見でこうあるべきだということをきちんと出していただく場をもう一回きちんととって,その合意がやっぱりここで取れないでみんな意見が割れているようでは指定管理者にしようが何しようがどうしようもないのでね。そのためにもう一回やるというふうに私は理解したのですが,それでよろしいでしょうか。

山田会長

ということでよろしいでしょうか。はい。では,8月の日程。

青山NPO活動促進室長

お盆後くらいで皆さんの御都合を。

山田会長

お盆後ならいつでも大丈夫です。23の週で他の皆さんいかがでしょうか。私は,25に入る可能性があるので,それでは,23とか24というのはどうでしょうか。26日の午前中から3時あたりまでの間というのはどうですか。じゃあ,早くからじっくりやりますか。9時30分くらいから。では26日の10時から今度は基本計画に係る検討をさせていただきたいと思います。

青山NPO活動促進室長

ありがとうございました。 7月27日の後は,基本計画の御議論をいただくのは8月26日の10時からです。それで先ほど冒頭に御説明しましたとおり,見直し作業を各委員から事前に提案を御検討いただいた上でと思っています。それで資料3ページ4ページにあるような提案シートを用意いたしまして,それを書き込みいただきたいと思うのですが,先ほど担当が2週間くらいの時間でと申しあげましたが,それくらいの期限でだいたい皆さん大丈夫でしょうか。今日が9日ですので,2週間後は23日。今回はまだ先もありますので,では7月いっぱいでお書きいただいて事務局の方へにお送りいただくと。FAXでもなんでもかまいませんので。よろしいですか。それでお書きいただいたものについては事務局で取りまとめます。どうしましょう。事務局でそれを基に案を作ってよろしいですか。それとも皆さんの関わりがあった方がいいのか。

山田会長

その出て来たものに対してある程度の反応をしたものまでまとめていただく。まあ,その方が進みやすいと思いますが,そういう形でよろしいですか。ある程度整理をしていただくと。読める状態にしたのとそれからそれに対応しての提案と。

青山NPO活動促進室長

意見を取りまとめてそれから出てくる新しい1章なり2章なりの在り方というもののた たき台を事務局から示させていただきますがよろしいですか。はい。分かりました。

山田会長

そういう形式でよろしいですね。あと何かこの進め方について御注文よろしいですか。 よろしければこれくらいで終わりたいと思います。延長になってしまって申し訳ありませ んが,貴重な御意見をたくさんいただきました。ありがとうございました。それでは今日 はこれで終わりにしたいと思います。どうもありがとうございました。

事務局

以上をもちまして,民間非営利活動促進委員会を終了いたします。ありがとうございま した。